

議案第10号

つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険条例（平成18年つくばみらい市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則


（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険条例(平成18年つくばみらい市条例第70号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>